

業界におけるエコ・デザイン化や、非鉄金属の精錬技術の発展等の分野で、世界の最先端ともいえるべき取組を進め、環境負荷の低減に貢献してきた面を有している。^{*32} 今後も、企業の社会的責任（CSR）が重視されている中で、こうした取組を推進・発展させていくとともに、その法的義務の遵守を図っていくことが重要であると考えられる。

【表4 事業者団体によるエコ・デザイン化の取組実績】

1991年	(財)家電製品協会	家電製品・製品アセスメントマニュアル
1992年	(社)日本照明器具工業会	照明器具・製品アセスメントマニュアル
1994年	(社)日本自動車工業会	リサイクルの促進のための製品設計段階における事前評価のガイドライン
	(財)家電製品協会	家電製品・製品アセスメントマニュアル第2次改訂
	(社)日本事務機械工業会	地球環境保護を考慮した事務機器製品開発のための指針
1995年	(社)電子情報技術産業協会	情報処理機器の環境設計アセスガイドライン
	(社)日本照明器具工業会	照明器具・製品アセスメントマニュアル第2次改訂
1998年	(財)家電製品協会	テレビジョンリサイクルのための設計ガイドライン
2000年	(社)電子情報技術産業協会	情報処理機器の環境設計アセスガイドライン第2次改定
	(社)日本事務機械工業会	製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン調査報告書(複写機等)
2001年	(社)日本自動車工業会	使用済物品等の発生の抑制・再生資源又は再生部品の利用に関する判断基準ガイドライン
	(財)家電製品協会	家電製品・製品アセスメントマニュアル第3次改訂
	(社)日本照明器具工業会	照明器具・製品アセスメントマニュアル第3次改訂

(出典：中島委員提出資料)

また、我が国の経験でもみられるように、循環型社会の形成のためには、最終的な排出者となる国民の意識改革が不可欠であり、国民が様々な取組を実際に行っていくためには、国等による正確な情報提供を受けて、NPO・NGO等の市民団体や地方公共団体が相互に連携しながら、地域コミュニティにおける活動を促進していくことが重要となっている。

正確な情報に基づく透明・確実な国際的環境保全システムの構築

循環資源の国際的な移動が増加している中で、その前提となる環境汚染の防止を確保し、これに含まれる有害物の不適正な処理等を防止していくことの重要性が急激に増大している。

そのため、循環資源等の国際的な移動やその処理方法等について、その透明性を確保し、確実に適正処理が行われることを担保することが必要であり、循環資源の流通経路や責任主体、実際の所在、処理方法、汚染防止措置等について、適時・的確に把握できる国際的情報システムの構築が重要となる。

特に、こうしたシステムの構築については、現在、域内で緊密な貿易関係を形成している東アジア地域において、各国政府、事業者等の関係者が資金・技術・人材等の面で貢献し、早期に同地域におけるシステムを構築し、将来的には、グローバル・ガバナンスの確立を図っていくことが重要である。

*32 詳細については、第2回国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会、中島委員（三菱電機）、山田委員（同和鉱業）提出資料を参照。

国際的な連携に基づく統合的・一体的な取組の推進

循環資源型社会の形成に向けた枠組みは、各国の間で統合的に整備・運用されない場合には、例えば、不十分な対応を行っている国への廃棄物等の集中等による環境汚染がもたらされることとなるほか、諸国間で貿易規制措置の運用が明確化・統一化されていないことにより、循環資源をめぐる取引の円滑化・安定化が阻害され、事業者に必要な負担を生じることとなる。

こうした点を踏まえ、国内における廃棄物・リサイクルシステムの充実や、国際的な廃棄物の不法流通の防止等の点において、アジア地域の諸国が連携し、関係する国際機関とも協力しながら取組を進めていくことが重要であり、そのための情報の共有化や政策対話等を進めていくことが必要である。

情勢の変化に応じた柔軟・的確な対応の必要

循環資源の利用・処分をめぐる情勢は、諸外国の経済状況や、リサイクル技術の発展状況、国際分業の進展等に応じて、めまぐるしく変化している。例えば、我が国では無価値物といえる循環資源が、人件費が安い途上国等では、リサイクル資源として有価値物として流通している事例^{*33} や、新たな処理技術の開発により、従来では埋め立てざるを得なかった廃棄物が、より適正な方法で処理することが可能となった事例^{*34} 等がみられている。

こうした状況を踏まえ、循環資源の国際的な移動に対する対応等については、現状の対応を固定化することなく、情勢の変化を的確に把握するとともに、スピード感を持ってより適切な対応へと見直しを行っていくことが重要である。

(4) それぞれの循環資源等の性質に応じた具体的な対応の方向性

こうした原則を踏まえて対応を進めていく際には、循環資源の間で環境負荷の程度や資源としての価値の程度に相違があるほか、環境負荷リスクの把握にも一定の不確実性は避けられない。このため、全ての循環資源の国際的な移動を画一的に規制するのではなく、循環資源と密接に関係した中古製品等の物品も視野に入れ、それぞれの性質を踏まえた複線的な対応を図っていくことが重要である。

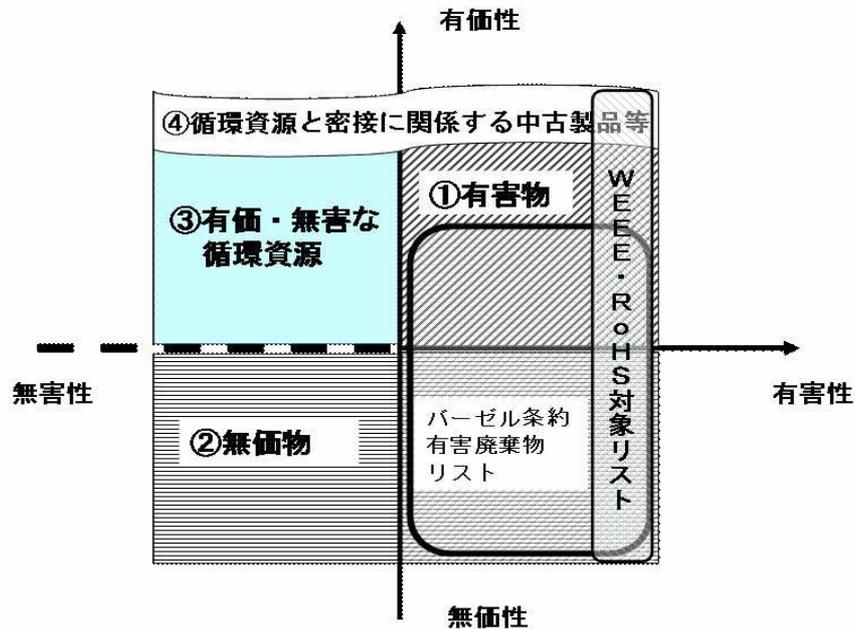
このため、循環資源等について、現行の枠組みを踏まえながら、環境負荷の

*33 例えば、我が国で無価値物として扱われているプラスチックくずが、途上国では、食器・衣料等の原料として、有価値物として輸出されている事例等が指摘されている。

*34 例えば、我が国の経験においても、ダイオキシン対策、PCB対策等においても、技術発展がより適正な処理の推進に大きく貢献している。

程度を表す有害性と、経済的価値を表す無価性に即して分類し、こうした性質に応じた対応の方向性を整理すると、以下のとおりとなる。

【図27 性質に応じた循環資源等のイメージ】



(環境省作成)

有害物

バーゼル条約の規制対象物を始めとした有害物については、その環境や健康に対する深刻な悪影響が生じることから、それぞれの発生国内での処理を原則とすべきである。そのためには、途上国等でも適正な処理を行えるよう、東アジア地域全体の適正処理能力の向上に向けて、我が国との関係が密接な場合には、積極的に貢献していくことが重要である。

また、こうした国内処理の原則が、環境汚染の防止を趣旨とするものであることから、現状では途上国で処理できない有害物について、我が国の高いリサイクル・処理技術を活用しリサイクルがなされる場合等は、国内での適正処理が確保されることを前提に、その受け入れを円滑化していくことも考えられる。

無価物（廃棄物処理法上の廃棄物等）

無価物は、有害物質を含まない場合でも、その適正処理を行う経済的なインセンティブがないことから、不適正な処理がなされ、生活環境上の支障を誘発する可能性が高いものと考えられる。このため、その処理は発生国内で行うことが基本となる。

一方で、我が国においては埋立処理がなされるものでも、輸出先国ではリサイクル資源として活用される場合など、国内における生産構造の変化等により、

国際的な移動によって資源の有効利用が促進される場合については、輸出先国において適正処理が確保されることを前提に、その輸出を円滑化していくことも考えられる。

有価・無害な循環資源

ペットボトルくず等の有価・無害な循環資源については、現状では、その国際的な移動についての枠組みが整備されておらず、基本的には通常の製品等と同様に取り扱うことが適当であると考えられる。ただし、その際にも、輸出先国での不適正な処理による二次的な環境汚染の可能性や、資源の急激な国外流出による我が国の廃棄物・リサイクルシステム等への影響を十分考慮し、激変緩和のための措置を検討するなど、状況に即した対応を図っていくことが重要である。

中古製品等、循環資源と密接に関連する物品

中古製品や再製造物品等については、国際的な移動を通じて、その再使用、再生利用を促進していくことにより、資源の有効利用に貢献していくことが考えられる。特に、通常製品と同等の安全性・耐久性を有する製品については、貿易ルール上も通常製品と同様の扱いをしていくことが考えられる。

一方で、中古製品等は、短期間で廃棄物となることを見込まれることから、有害物を含むものを始めとして、偽装による不法な輸出入を防止するとともに、その耐久性等を勘案して、それぞれに含まれる循環資源の性質に即して、循環資源となった場合と同様の取扱いを進めていくことも考えられる。

4 . 基本的な考え方を踏まえた我が国の具体的な取組内容

3 . に掲げた基本的考え方を踏まえた我が国の具体的な取組内容として、環境汚染の防止の観点から、東アジア諸国等のそれぞれの国内において、循環資源の適正処理の実現を推進していくという、積極的効果を挙げていく取組と、循環資源の国際的な移動に伴う不法行為を防止していくという、消極的効果を防止していく取組を表裏一体のものとして進めていくことが重要である。さらに、状況の変化に即して、循環資源の有効利用を追求していく観点から、環境保全上望ましい形での循環資源の国際移動を円滑化していくことが考えられる。

その際には、我が国が、廃棄物の適正処理を発端に、リサイクルの推進等へと視野を拡大し、廃棄物・リサイクル対策のための産業・科学技術はもとより、法律制度等の社会システムづくりも含めた様々な「新たな技術・システムの創造」を軸に取組を進めてきたことを踏まえ、その発展・育成に向けた環境の整備も含め、技術・システムの面で各国に貢献していくことが重要である。

一方で、こうした取組を効果的・効率的に行っていくためには、3 . で掲げた基本的考え方を踏まえつつも、我が国が置かれた状況を的確に把握して取組内容を決定していくことが重要である。特に、我が国と他のアジア諸国等との間には経済・社会情勢等の面で大きな相違があることや、我が国固有の事情に十分に留意していくことが重要である。

(1) 取組を進める際に留意すべき事項

途上国等のニーズへの配慮

我が国との途上国等との経済・技術面での格差を踏まえ、途上国における衛生状態や、産業発展といった要素を考慮し、途上国のニーズを適切な形で反映していかなければ、我が国と途上国等が連携した取組を進めていくことは不可能である。特に、途上国等では、インフォーマル・セクター等がリサイクル活動の相当部分を実態的に担っている場合もあり、こうした人々の扱いも含めて、貧困の克服を図っていくことが非常に重要な課題となっている。

こうした中で、我が国が取組を進めていく際には、途上国の実情に精通したNPO・NGO等との意見交換も含め、途上国等のニーズを十分に踏まえ、その積極的な参画が得られるよう、配慮していくことが重要である。

他の環境分野との相乗効果の確保

平成17年の京都議定書の発効に見られるように、近年、環境問題はその多様化が進んでいるとともに、地球規模の重要課題となっている。これらの課題は相互に密接に関係しており、循環型社会の形成は、社会経済システムやライフ

スタイルの見直しを必要とする点で脱温暖化社会とも共通しているほか、循環資源が適切に処理されなければ、大気汚染や水質汚濁等にも結び付くこととなる。また、食料の輸入超過による窒素過多の問題など、社会経済システムに密接に関連した自然循環上の問題も懸念されている。

こうした中で、循環型社会の形成の取組に当たっては、地球温暖化対策等の他の環境分野との相乗効果（シナジー）が最大限に発揮されるよう、留意していくことが重要である。

国内の廃棄物・リサイクルシステムへの影響

我が国では、第1部にみられるように、近年、大きな政策改革を実行し、国内の廃棄物・リサイクルシステムの充実・強化を図ってきている。こうした成果は短期間で形成できるものでなく、崩壊してしまえば、不測の事態が発生した際に全く対応できないこととなる。さらに、国際的な循環型社会形成の基盤が国内システムの充実にあること等を踏まえ、循環資源の国際的な移動に際しては、その維持・強化に対して支障を生じさせることのないよう、十分に配慮していくことが重要である。

希少資源等の積極的確保

近年の経済・技術の発展を背景に、世界の資源使用量は幾何級数的に増加しており、これに伴う資源価格の高騰の我が国経済への影響は非常に大きくなっている。^{*35} こうした中で、資源に乏しい我が国が持続可能な発展を実現していくためには、循環資源も視野に入れ、希少資源等を積極的に確保していくことが極めて重要になっている。その際には、環境保全の観点からの適正処理の困難性や、資源の有効利用の観点からの資源の枯渇予測、経済的な利用価値等を考慮していくことが必要である。

貿易政策全体との整合性

近年の貿易政策では、我が国はWTO、EPA政策を推進し、自由貿易化の推進を通じて国益の最大化を追求しており、循環資源の国際移動に際しても、こうした動向と整合性のある取組を推進していくことが重要となっている。一方で、我が国からの製品等の輸出が増加し、潜在的な廃棄物として環境汚染が拡大されることとなれば、こうした貿易政策も持続可能なものとはなりえないことから、こうした貿易政策の検討の際には、必ず廃棄物の適正処理の枠組みを併せて検討するなど、環境汚染の防止の観点から、十分な措置を講じていくことが不可欠となっている。

*35 最近の資源価格の高騰の例としては、鉄鉱石や原油価格の急激な高騰等が挙げられる。